148　法別表第一の七十一の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　職業能力開発促進法第三十条の十九第一項（同法第三十条の二十四第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　職業能力開発促進法第三十条の十九第三項の登録の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三　職業能力開発促進法第三十条の二十（同法第三十条の二十四第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
四　職業能力開発促進法第三十条の二十一第一項（同法第三十条の二十四第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の登録事項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
五　職業能力開発促進法第三十条の二十二の登録の取消し又は名称の使用の停止の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
六　職業能力開発促進法第三十条の二十三（同法第三十条の二十四第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の登録の消除の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
七　キャリアコンサルタントの生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
149～244　［略］
245　法別表第一の百十四の二の項の総務省令で定める事務は、海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）第九条第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。
246～259　［略］
（法別表第二の総務省令で定める事務）
第二条　［略］
［2～6　略］
7　法別表第二の一の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第十条の九第一項の妊婦給付認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　子ども・子育て支援法第二十条第一項の教育・保育給付認定若しくは同法第二十三条第一項の教育・保育給付認定の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三～十一　［略］
十二　子ども・子育て支援法第五十九条第一号の事業の実施の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
十三　［略］
［8～27　略］
28　法別表第二の五の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～八　略］
九　養育医療券の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

［新設］
145～240　［同上］
［新設］
241～254　［同上］
（法別表第二の総務省令で定める事務）
第二条　［同上］
［2～6　同上］
7　［同上］
［新設］
一　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十条第一項の教育・保育給付認定若しくは同法第二十三条第一項の教育・保育給付認定の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二～十　［同上］
［新設］
十一　［同上］
［8～27　同上］
28　［同上］
［一～八　同上］
［新設］